

福祉の窓

各種手当等を
ご存知ですか？

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。

受給資格

次のいずれかに当てはまる18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童（心身障がい児は20歳未満）を育てている父母または養育者（所得制限あり）。

- ・ 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
 - ・ 父または母が死亡した児童
 - ・ 心身に重い障がいのある父または母をもつ児童
 - ・ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ・ 父または母に1年以上遺棄されている児童
 - ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童 など
- ※公的年金の受給など、状況により手当を受けられない場合があります。

※手当を受けるには申請が必要です。
◎問い合わせ：

子育て支援課子ども家庭係
☎(55)5094
または各支所地域振興課

特別児童扶養手当

受給資格

身体や精神に一定の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている父母または養育者。

特別障害者手当

受給資格

在宅の著しく重度の障がいをもつ20歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。

障害児福祉手当

受給資格

身体や精神に重度の障がいをもつ20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方。

※特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当とも所得制限があります。

また、状況により手当を受けられない場合があります。

◎問い合わせ：

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
または各支所地域振興課

各手当を受給している方へ

（現況届はお早めに）

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当のいずれかを受給されている方は、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります（対象となる方には別途通知します）。

この届けを提出されない場合は、8月以降の手当が支給されないことがありますので忘れずに提出してください。

◎問い合わせ：

子育て支援課子ども家庭係
☎(55)5094
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
または各支所地域振興課

認知症家族談話会を開催

認知症について正しく理解し、家族や地域で認知症の方を支えていくことを目的とした談話会を開催します。

認知症の診療を行っている先生を講師に迎え、認知症について学ぶことができます。

日時 9月11日(木)

午後1時30分～2時30分

内容 認知症について知る

会場 地域包括支援センター
（若宮2-69）

講師 (医)落合会東北病院
院長 落合紳一郎氏

対象者

・ 認知症の介護を行う家族
・ 認知症の予防や介護に関心のある方

参加料 無料

◎問い合わせ：

地域包括支援センター
☎(23)3600

家族介護教室を開催

在宅で高齢者を介護している方に気分をリフレッシュしていただくための教室です。

日時 9月12日(金)

午前10時～午後2時

会場

岳下農村婦人の家

内容

高齢者の食事について、調理実習、意見交換、交流会

対象者

市民または市内事業所等に勤務している方で、家族等を介護している方または介護について関心のある方

定員 20人(先着順)

参加費 無料

申込期限 9月5日(金)

申込方法

左記まで電話でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み：
各在宅介護支援センター

- ・ あだたら荘 ☎(22)2500
- ・ 研記 念 ☎(22)6585
- ・ 二本松病院 ☎(22)6516
- ・ 安達 ☎(23)8262
- ・ 岩代 ☎(55)3455
- ・ 東和 ☎(47)3301
- ・ 二本松中央 ☎(23)3600

肢体不自由者来所相談会

補装具の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が次の日程により開催されます。

開催日 8月22日(金)

受付時間 午後1時～3時

相談料 無料

会場 福島市身体障がい者福祉センター腰の浜会館

(福島市腰浜町32-1)

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

申込期限 8月15日(金)

申込方法 事前に電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み：

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所地域振興課